

## MCJフリーローン規約

## 目次

## 第1章 総則

## 第1条(定義)

## 第2章 MCJフリーローンの申込み・契約の締結

## 第2条(MCJアプリアカウントの登録)

## 第3条(MCJフリーローンの審査申込)

## 第4条(極度方式基本契約の締結)

## 第5条(MCJフリーローンアカウントの開設、管理、アカウントの有効期限)

## 第6条(取引暗証番号)

## 第7条(外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs等の申告)

## 第3章 MCJフリーローンの利用

## 第8条(MCJフリーローンの内容)

## 第9条(利用限度額の変更)

## 第10条(融資金の返済期日、返済方法)

## 第11条(支払金額の決定)

## 第12条(繰上返済)

## 第13条(キャッシングの利率)

## 第14条(利率等の変更)

## 第15条(借入れ及び返済に関する書面の交付)

## 第16条(会員の再審査)

## 第17条(免責)

## 第18条(期限の利益喪失)

## 第19条(遅延損害金)

## 第20条(弁済金の充当方法)

## 第21条(相殺処理の取扱い)

## 第22条(ATM利用時の手数料)

## 第23条(費用・租税公課等の負担)

## 第4章 サービスの利用停止・退会

## 第24条(サービスの利用停止等)

## 第25条(反社会的勢力に関する規定)

## 第26条(退会)

## 第27条(本サービスの不正使用に基づくサービスの利用停止等)

## 第5章 雑則

## 第28条(届出事項の変更)

## 第29条(報告及び調査)

## 第30条(公正証書作成の義務)

## 第31条(債権の信託)

## 第32条(その他の承諾事項)

## 第33条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用)

## 第34条(専属的合意管轄裁判所)

## 第35条(準拠法)

## 第36条(本規約の変更、承認)

本規約をよくお読みのうえ、ご利用ください。

---

## MCJフリーローン規約

2025年4月7日制定

2026年5月31日改定

### 第1章 総則

#### 第1条(定義)

本規約において使用される用語の定義については次のとおりとなります。

- ・MCJローン

会員が日本住宅ローン株式会社(以下、「当社」といいます。)にてご利用のローンの総称

- ・MCJフリーローン

極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付け

- ・MCJアプリ

MCJローンの申込み、残高照会、その他MCJローンに係る手続を行うことができるアプリ

- ・MCJアプリアカウント

MCJアプリを利用する際に使用する個人認証情報(IDとパスワードの組み合わせ)

- ・アプリパスワード

MCJアプリにログインするために必要となる英数混合の8文字(大文字・小文字混合)

- ・MCJフリーローンアカウント

MCJフリーローンを利用するために必要となる個人認証情報(MCJアプリアカウントと取引暗証番号の組み合わせ)

- ・取引暗証番号

MCJフリーローンアカウントにログインするために必要となる4桁の数字

### 第2章 MCJフリーローンの申込み・契約の締結

#### 第2条(MCJアプリアカウントの登録)

1. MCJフリーローンは、MCJアプリからお申込みができます。MCJフリーローンのご利用を希望される場合MCJアプリをダウンロードして、MCJアプリアカウントの登録を行ってください。
2. MCJアプリの利用については、別に定める「MCJローン申込手続アプリ利用規定」が適用されるものとします。

#### 第3条(MCJフリーローンの審査申込)

1. MCJフリーローンのご利用を希望される方(個人に限ります。以下、「申込人」といいます。)は、本「MCJフリーローン規約」及び保証会社が定める「保証委託約款」(以下、「本規約等」と総称します。)に定める各条項がMCJフリーローンに係る契約の内容となることを承諾し、本規約等の内容に同意のうえ、当社指定の方法で審査の申込みをするものとします。
2. MCJフリーローンは、以下の各号の要件を全て満たす方に限り、利用できるものとします。
  - (1) 審査申込時の年齢が満20歳以上満70歳未満の個人であること。
  - (2) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国籍の方であって、日本国内に居住していること。
  - (3) 安定した収入があること。

(4)お借入れの利用目的が生計費資金であること(事業費資金でないこと。)

(5)第25条に定める反社会的勢力に該当しないこと及び第7条に定める外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs等に該当しないこと。

(6)その他当社が定める要件を満たすこと。

3. 申込人は、MCJフリーローンの審査申込に際し、当社の求めに応じて、法令に基づき必要となる資料(本人確認書類及び源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面等)を当社に提出するものとします。

4. 当社は、申込内容の審査を行った上で、申込人におけるMCJフリーローンのご利用が可能であると認めるときは、申込人に対し、MCJフリーローンの極度額、利率、その他の条件が記載された「ご契約の内容(契約締結前の書面)」を交付します。

#### 第4条(極度方式基本契約の締結)

1. 申込人は、「ご契約の内容(契約締結前の書面)」に記載された条件によりMCJフリーローンのご利用を希望されるときは、当社の定める手続に従い、当社に対して、MCJフリーローンを利用するために必要となる極度方式基本契約の申込みを行うものとします。

2. 極度方式基本契約は、申込人が前項に基づく極度方式基本契約の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立します。

3. 当社は、極度方式基本契約の成立後、当該申込人(以下、極度方式基本契約を締結した申込人を「会員」といいます。)に対して、MCJフリーローンの極度額、利率、その他の条件が記載された「ご契約の内容(契約締結時の書面)」を交付します。会員は、交付された書面にて極度方式基本契約の内容を確認するものとします。

4. 会員は、極度方式基本契約が成立し、かつ、第5条に定めるMCJフリーローンアカウントの開設手続が完了した時点から、MCJフリーローンを利用することができるものとします。

#### 第5条(MCJフリーローンアカウントの開設、管理、アカウントの有効期限)

1. MCJフリーローンは、MCJアプリ上からMCJフリーローンアカウントにログインすることにより、利用することができます。MCJフリーローンアカウントは、極度方式基本契約が成立したときに、当社が会員に対して付与するものとします。なお、MCJフリーローンアカウントは、MCJアプリアカウント及び他のMCJローンの利用に際して付与されたアカウントとは異なります。

2. 会員は、MCJフリーローンの初回利用に際し、第6条に従い、MCJフリーローンアカウントに用いる取引暗証番号の設定手続を行います。

3. MCJフリーローンアカウントの管理または処分その他一切の権利は、当社に属し、会員は、善良なる管理者の注意をもって、MCJフリーローンアカウントを管理した上で、MCJフリーローンを利用するものとします。

4. MCJフリーローンアカウントのIDまたは取引暗証番号の盗難、紛失その他の理由により第三者によってMCJフリーローンまたはMCJフリーローンアカウントが利用された場合、当社の責めに帰すべき事由によるものでない限り、会員は、そのために生じる一切の債務についてその支払いの責任を負うものとします。

5. MCJフリーローンアカウントには、有効期限があります。MCJフリーローンアカウントの有効期限は、当社が指定することができるものとします。当社は、MCJアプリ上の会員向けページにおいて、MCJフリーローンアカウントの有効期限満了日を通知する場合があります。

6. 会員に通知したMCJフリーローンアカウントの有効期限が到来する場合において、当社が引き続き会員としてのご利用を認めるときは、当社は、新たに有効期限を設定した上で、新たな有効期限をMCJアプリ上に掲載することにより通知します。

7. MCJフリーローンアカウントに係る有効期限内においてアカウントを利用したことにより生じる支払債務については、有効期限経過後にかかわらず本規約を適用するものとします。

8. 会員は、MCJフリーローンアカウントを自らのためにのみ利用するものとし、MCJフリーローンアカウントを他人に譲渡・貸与・質入その他担保に提供する等、MCJフリーローンアカウントの管理または処分を第三者に委ねる一切の行為を行わないものとします。また、会員は、会員たる地位、資格の第三者への譲渡、貸与、担保提供等を行わないものとします。

## 第6条(取引暗証番号)

1. 会員は、MCJフリーローンアカウントに用いる任意の取引暗証番号を当社所定の方法により設定します。
2. 取引暗証番号は、会員の生年月日、電話番号等他人に容易に推測される数字でないことを要し、その他当社が定める基準を満たす必要があります。
3. 会員は、取引暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
4. MCJフリーローンの利用にあたり、登録された取引暗証番号が使用されたときは、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、取引暗証番号についての盗用の事故があっても、会員はそのために生じる一切の債務について支払いの責任を負うものとします。
5. 会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、取引暗証番号を変更することができます。

## 第7条(外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs等の申告)

1. 会員(申込人を含みます。)は、MCJフリーローンの審査申込及び極度方式基本契約の締結に際して、次の各号に定める外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs等に該当しないことを確約します。
  - (1) 外国において次のいずれかに該当する職にある方
    - (ア) 日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
    - (イ) 日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
    - (ウ) 日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職
    - (エ) 日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
    - (オ) 日本国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
    - (カ) 中央銀行の役員
    - (キ) 予算について国会の議決を経るか承認を受けなければならない法人の役員
  - (2) 日本国内において次のいずれかに該当する職にある方
    - (ア) 内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
    - (イ) 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
    - (ウ) 最高裁判所の裁判官に相当する職
    - (エ) 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
    - (オ) 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
    - (カ) 中央銀行の役員
    - (キ) 予算について国会の議決を経るか承認を受けなければならない法人の役員
  - (3) 国際機関(条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体をいいます。)の長官、副長官及び理事会やそれと同等な委員会のメンバーといった上級管理者
  - (4) 前各号に該当する方の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子)に該当する方
2. 会員は、前項に定める外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs等に新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、当社に申告するものとします。

## 第3章 MCJフリーローンの利用

### 第8条(MCJフリーローンの内容)

1. 会員は、国内において、MCJフリーローンアカウントを利用して、極度方式基本契約に基づき、利用限度額の範囲内で、当社からの借入れ(以下、「キャッシング」といいます。)を受けることができます。この場合、

会員が基本契約に基づき借入れを行うときに、当社との間で個別の融資契約(以下、「個別契約」といいます。)が成立するものとします。

2. キャッシングの資金使途は、生計費資金に限るものとします。なお、生計費資金とは事業費資金を除く一切の資金をいいます。

3. 会員は、以下のいずれかの方法により、キャッシングによる融資金を受け取ることができます。

(1)当社の指定する提携先の現金自動預払機(以下、「ATM」といいます。)において、取引暗証番号を入力することにより、融資金を受領する方法(この場合、第22条に定めるATM利用手数料がかかります。)

(2)会員の指定する口座への当社からの振込みにより、融資金を受領する方法。

4. 当社は、極度方式基本契約に基づくキャッシングの残高がある状態で、会員が新たにキャッシングを受けたときは、従前のキャッシングの残高の元本と新たなキャッシングの利用額の合計額に相当するキャッシングを受けたものとして取り扱います。

#### 第9条(利用限度額の変更)

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要することなく、利用限度額を減額できるものとします。なお、当社は、利用限度額を引き下げた事情が解消されたと認めた場合、契約極度額を上限として、利用限度額を減額前の金額に戻すことができるものとします。

(1)利用代金の支払等当社に対する債務の履行を怠った場合

(2)会員の利用状況及び会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合

(3)貸金業法、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合

2. 利用限度額は、会員からの申出を受け当社が審査し適当と認めた場合に、当社が決定した額まで増額できるものとします。

3. 利用限度額には、キャッシングの利用残高を含むものとします。利用限度額からキャッシングの利用残高を差し引いた金額がキャッシングの新規利用時における利用可能額(1万円単位)となります。

4. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用限度額を超えて、MCJフリーローンを利用してはならないものとします。万一、利用限度額を超えて利用した場合には、会員は、当該利用限度額を超えた金額について、直ちに一括して支払うものとします。

#### 第10条(融資金の返済期日、返済方法)

1. キャッシング借入金、諸手数料等会員が当社に対して負担する一切の支払債務は、毎月20日に締切り、翌月7日(当日が金融機関の休業日(銀行法(昭和56年法律第59号)第15条及び銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条に定める休日)をいいます。以下同じ。)の場合は翌金融機関営業日)に口座振替または自動引落の方法により、指定の口座から支払うものとします。ただし、当社の定める特別の支払方法による場合はこの限りではありません。

2. キャッシング借入金、諸手数料等返済日に万一前項の口座振替または自動引落ができない場合には、別途当社が定める方法により支払うものとします。なお、振込等により当社指定口座へ入金して支払う場合は、金融機関から当該口座に入金された日に支払いが行われたものとします。

3. 当社に支払うべき債務のうちキャッシング借入金の元本は、第1項に定める会員が指定する返済口座からの口座振替または自動引落の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第9条第3項に定めるキャッシングの利用残高に含めるものとします。

#### 第11条(支払金額の決定)

キャッシング借入金、諸手数料の支払方法は、リボルビング払いとします。なお、リボルビング払いの詳細は次のとおりとします。

(1)返済は最終借入後残高スライド元利定額リボルビング方式とし、毎月の支払日に会員がMCJアプリ上であらかじめ選択した支払金額を返済します。

(2) 支払金額の選択は、最後に借入れを行った後に初めて到来する支払額決定日(毎月20日(当日が金融機関の休業日の場合は翌金融機関営業日))における最終借入後残高に対応する<リボルビング払いの最低返済額>記載の最低返済額以上の金額とします。

(3) 会員が支払金額を選択しない場合は、最低返済額を支払金額とします。

(4) 支払日に返済すべき金額があらかじめ選択した支払金額未満の場合は、全額返済するものとします。

#### <リボルビング払いの最低返済額>

最終借入後残高	最低返済額
1～100,000円	4,000円
100,001～200,000円	8,000円
200,001～300,000円	11,000円
300,001～400,000円	12,000円
400,001～500,000円	14,000円
500,001～600,000円	16,000円
600,001～700,000円	18,000円
700,001～800,000円	20,000円
800,001～900,000円	22,000円
900,001～1,000,000円	24,000円
1,000,001～2,000,000円	34,000円
2,000,001～3,000,000円	44,000円
3,000,001～4,000,000円	54,000円
4,000,001～5,000,000円	64,000円

#### 第12条(繰上返済)

1. 会員は、第11条に定める支払金額とは別に、MCJアプリから繰上返済の申込みを行うことができます。この場合、返済は、当社所定の返済日において口座引落によって行うものとします。なお、繰上返済手数料は無料です。繰上返済申込後における借入残高の変動等の理由により、返済金額が債務の合計を上回る場合には、MCJフリーローンの返済口座に、当該差額を返金します。

2. 会員が、支払期間の途中において、前項によらずに会員の指定した日にキャッシング借入金、諸手数料等の全額を完済することを希望する場合には、当社との間で返済日及び返済方法を協議のうえ、決定するものとします。

3. 会員は、当社からの借入が複数ある場合、当社の定める順序に従って繰上返済を行うものとします。

4. 会員は、第13条第3項に定める未収利息がある場合、他の利息、元本に優先して、未収利息の繰上返済を行うものとします。

#### 第13条(キャッシングの利率)

1. キャッシングの利率は、<キャッシング利率表>のとおりとします。

#### <キャッシング利率表>

契約極度額	利率(実質年率)
1～1,000,000円	14.50%
1,000,001～2,000,000円	12.00%

2,000,001～3,000,000円	9.00%
3,000,001～4,000,000円	6.50%
4,000,001～5,000,000円	5.00%

2. リボルビング払いの利息計算は、借入日の翌日または前回返済日の翌日より返済日までの日々の融資残高に対し、年365日(閏年の場合は366日)で日割計算した金額を利息とします(付利単位1円)。
3. 前項の方法で計算したリボルビング払いの利息が、第11条に定める支払金額を上回る場合は、その超過分(以下、「未収利息」といいます。)を次回約定日における支払金額から充当するものとします。
4. キャッシングの利率は、利息制限法に規定する上限利率を超えないものとし、会員の適用利率が利息制限法の上限利率を超える場合は、適用利率は当然、同法の上限利率まで下げられるものとします。

#### 第14条(利率等の変更)

キャッシングの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、当社から利率の変更を通知した後は、利率変更日以降の融資残高に対して、変更後の利率が適用されるものとします。

#### 第15条(借入れ及び返済に関する書面の交付)

1. 当社は、会員との間で個別契約を締結したときは、会員に対して、貸付けの金額、利率等、個別契約の内容を明らかにする書面を交付します。ただし、会員が承諾したときは、個別契約の内容を明らかにする書面の交付に代えて、一定期間における貸付けその他の取引の状況を記載したご利用明細(以下、「ご利用明細」といいます。)を交付することができるものとします。
2. ご利用明細に記載した返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、ご利用明細作成後に行われるキャッシングその他の事由により変動することがあります。
3. 当社は、会員から返済金を受領したときは、会員に対して、受取証書を交付します。ただし、会員が承諾したときは、受取証書の交付に代えて、一定期間における返済その他の取引の状況を記載したご利用明細を交付することができるものとします。
4. 当社は、会員が承諾したときは、第1項及び第3項に定める書面の交付に代えて、電子メールその他の電磁的な方法により当該書面の記載事項を提供することができるものとします。

#### 第16条(会員の再審査)

当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。また、会員は、当社から請求があれば、法令に基づき当社が提出を求める資料(源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面等)の提出に応じるものとします。

#### 第17条(免責)

会員は、当社のシステムの保守、点検等のため、また天災、通信回線の故障その他のやむを得ない事情により、MCJフリーローンの申込みまたはMCJフリーローンに係る残高照会、支払金額の選択、繰上返済の申込みその他のサービス(以下、「本サービス」と総称します。)が一時的に利用できなくなる場合があることを了承するものとし、当社は本サービスが利用できないことにより会員に生じた損失、不利益に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条(期限の利益喪失)

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、極度方式基本契約及び個別契約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
  - (1) 支払期日にキャッシング借入金の支払いを1回でも遅滞したとき。(ただし、利息制限法第1条に規定する利

率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)

- (2) キャッシングの融資金を第8条に定める資金用途以外で使用了ことが判明したとき。
- (3) 支払いの停止、債務処理に関する権限を弁護士または司法書士に委任した旨の通知を当社が受領したとき。
- (4) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
- (5) 差押え・仮差押え・保全差押え・仮処分の申立て、または滞納処分を受けたとき。
- (6) 破産・民事再生手続・特別清算・会社更生若しくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
- (7) 会員が、極度方式基本契約または個別契約とは別に当社と締結したMCJローンについて、期限の利益を喪失したとき。
- (8) 当社の保証会社が極度方式基本契約または個別契約に基づく債務の保証について、当社に対して保証を行わない旨の申出または解約の申出をしたとき。

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により極度方式基本契約または個別契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 会員が本規約上の義務に違反したとき(ただし、前項に規定する事由を除く。)
- (2) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
- (3) 当社に申告した内容及び提出した書類に虚偽があったとき、またはその他不正な方法により借入れをしていたとき。

#### 第19条(遅延損害金)

会員が前条に基づき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、キャッシングの未払債務(元本分)に対し、年19.90%(年365日(閏年の場合は366日)の日割計算による)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第20条(弁済金の充当方法)

1. 弁済額が極度方式基本契約及び個別契約に基づく債務並びに会員が当社に対し負担するその他の債務の全額を消滅させるために足りないときは、当社が適当と認める順序及び方法により各債務に充当することができるものとし、会員はその充当に異議を述べません。
2. 弁済額がキャッシング借入金及び諸手数料の支払に不足するときは、①費用または手数料、②遅延損害金、③利息、④元金の順に充当します。
3. 当社に対する債務を超えて支払いを行った際は、当該超過支払金について、当社は会員への通知なくしてこれを口座振込等により返金する方法により清算することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第21条(相殺処理の取扱い)

会員が、当社に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が極度方式基本契約または個別契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、極度方式基本契約または個別契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。

#### 第22条(ATM利用時の手数料)

1. 会員は、当社の指定する提携先のATMを利用してキャッシングを受ける場合には、提携先が定めるATM利用手数料を負担するものとします。
2. 前項に加え、会員は、当社の指定する提携先のATMを利用してキャッシングを受ける場合、当社に対しても、当社所定のATM利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)を負担する場合があります。

### 第23条(費用・租税公課等の負担)

1. 会員の債務の支払いが遅滞した場合の支払いに要する手続の一切の費用、公正証書の作成費用は、会員である場合はもちろん、会員たる地位が消滅した場合といえども、会員が負担するものとします。
2. 本サービスの利用または極度方式基本契約もしくは個別契約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の租税公課は、会員の負担とします。

## 第4章 サービスの利用停止・退会

### 第24条(サービスの利用停止等)

1. 会員が次の各号に一つでも該当した場合、当社は会員に通知することなくキャッシングの利用一時停止の措置をとることができるものとします。
  - (1)会員の信用状況等に応じて、審査のうえ、当社がキャッシングの一時停止をする必要があると認めた場合。
  - (2)当社が会員に対し、貸金業法に基づく源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面の提出を求めたときに、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合。
  - (3)会員が当社に申込みをした住宅ローン等の審査に影響があると懸念される場合。
2. 会員が次の各号に一つでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知、催告を要せずして、本サービスの利用停止(利用一時停止を含みます。)もしくはMCJフリーローンアカウントの利用停止の措置をとり、または極度方式基本契約もしくは個別契約を解除することができるものとします。
  - (1)第18条のいずれかに該当した場合。
  - (2)会員の利用状況に不適当または不審な点があると当社が認めた場合。
  - (3)住所変更の届けを怠る等会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になり、当社が会員への通知・連絡について不能と判断した場合。
  - (4)第16条による再審査の結果、当社が不適当と認めた場合。
  - (5)第32条第2項に定める調査等が完了しない場合や、会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合。
  - (6)会員が支払いを怠る等本規約に違反した場合、または違反するおそれがある場合。
  - (7)第7条のいずれかに該当した場合。
3. 会員は、本サービスの利用停止等をされた後においても、当該停止措置以前に本規約に基づき本サービスを利用したことで生じた当社に対して負担する一切の債務について、本規約の定めに従い、支払いの責任を負うものとします。

### 第25条(反社会的勢力に関する規定)

1. 会員は、暴力団員等(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないこと及び次の(1)から(6)までに掲げる関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても暴力団員等に該当せず、当該関係をもたないことを確約します。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
  - (4)暴力団員等であることを認識した上で当該暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
  - (5)暴力団員等を従事者とする関係

(6)その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の(1)から(5)までに該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5)その他(1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

3. 会員が前2項に違反したことが判明したときは、当社は、催告その他の手続を要せず、直ちに、極度方式基本契約及び個別契約の全部または一部を解除し、または、当社の請求により極度方式基本契約及び個別契約に基づく債務の期限の利益を喪失させることができるものとします。

4. 会員は、前項の規定により極度方式基本契約及び個別契約を解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。

5. 当社が第3項に基づき契約解除を行った場合であっても、当社が併せて損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。

6. 会員は、極度方式基本契約及び個別契約に関し、暴力団員等から第2項(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を受け、または受けるおそれがあるときは、当社に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

#### 第26条(退会)

1. 会員は、当社宛に電話による申出等当社所定の方法による届出をすることにより、極度方式基本契約及び個別契約を解約し、退会することができるものとします。

2. 会員は、前項により退会を申出する場合、当社に対して負担する一切の債務について、残債務全額を一括して支払うものとします。

3. 前2項の規定にかかわらず、会員が満70歳になったときは、次のとおりとします。

(1)会員が満70歳になった時点で当該会員に残債務がない場合

会員が満70歳になった時点をもって、極度方式基本契約は直ちに終了し、これと同時に、会員は退会するものとします。

(2)会員が満70歳になった時点で当該会員に残債務がある場合

会員は、満70歳になったとき以降、新たなキャッシングを申し込むことはできないものとします。この場合、かかる残債務の完済時に、極度方式基本契約は当然に終了し、これと同時に、会員は退会するものとします。

#### 第27条(本サービスの不正使用に基づくサービスの利用停止等)

当社は、MCJアプリアカウントまたはMCJフリーローンアカウントが第三者によって利用される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断で本サービスの利用停止等を行うことができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

### 第5章 雑則

#### 第28条(届出事項の変更)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、指定金融機関口座、その他項目(以下、「届出事項」といいます。))に変更のあったときは、遅滞なく、当社所定の方法により変更事項の届出をするものとします。

2. 前項の届出がないため、当社からの通知、または送付書類、その他のものが延着し、または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情があると当社が認めた場合にはこの限りではありません。

3. 第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

#### 第29条(報告及び調査)

会員は、会員の財産・経営・業況・貸付の目的事項に関する状況等について当社から請求があったときは、直ちに当社へ報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。また、これらについて重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、当社からの請求の有無にかかわらず、直ちに当社へ報告するものとします。

#### 第30条(公正証書作成の義務)

会員は、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続を行うものとします。なお、このために要した費用は会員が負担するものとします。

#### 第31条(債権の信託)

1. 会員は、当社が将来、極度方式基本契約または個別契約による債権を自己信託すること、信託銀行等に信託すること及びその後信託を解除できることをあらかじめ承諾します。この場合において当社が会員に対する通知を行わないことについてもあらかじめ承諾します。会員は、信託銀行等への信託譲渡がなされたときは、以後当社に対し有する相殺、弁済、無効、取消しその他一切の抗弁権を放棄し、これをもって債権を譲り受けた信託銀行等及びその承継人(当社を除く。)に対抗しないものとします。
2. 会員は、前項により債権が信託された場合においては、信託を受託した信託銀行等の委託により、当社が当該信託銀行等に代わって元利金の回収その他回収に関連する業務を行うものとされ、当社または当該信託銀行等から別段の通知があった場合を除き、当社に対して、極度方式基本契約及び個別契約に定めるところにより毎回の元利金の支払を行うものとします。
3. 会員は、第1項により債権が自己信託された場合においては、信託法の定めにより、極度方式基本契約または個別契約による債権と会員が当社に対して有する債権との相殺ができないことを確認します。

#### 第32条(その他の承諾事項)

1. 会員は、次の事項をあらかじめ承諾するものとします。
  - (1)当社が会員に対する本サービスの利用に基づく債権を、必要に応じ第三者へ譲り渡し、また、譲り渡した債権を再び譲り受けること。
  - (2)当社が会員情報を第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、または断ることがあること。
  - (3)当社が会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等の取得・提出を求めることがあること。
  - (4)当社が会員に対し、与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅、携帯電話、勤務先その他の連絡先に電話確認を取る場合があること。
  - (5)当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うこと。
  - (6)本サービスの利用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
2. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に対し所定の追加確認を行うことがあります。また、当社は、当該追加確認に際し、会員に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、本サービスの利用停止等の処置を行うことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、本サービスの利用停止の処置をとる場合があります。



紛争解決窓口

受付：月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

以上

## 保証委託約款

私は、日本住宅ローン株式会社（以下「日本住宅ローン」という。）との「MCJフリーローン規約」（以下「規約」という。）に基づいて、日本住宅ローンに対して負担するローンに係る借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務（以下「原債務」という。）について次の各状況を承認のうえ、アコム株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

### 第1条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいて保証会社が負担する保証債務は、私が日本住宅ローンの規約に基づいて、日本住宅ローンに対して負担する原債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証会社による保証は、保証会社および日本住宅ローンが保証を適当と認め保証決定をした後、私と日本住宅ローンとの間で規約に基づく極度方式基本契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 保証委託の期間は極度方式基本契約の期間と同一としますが、当該契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

### 第2条（保証債務の履行）

1. 保証会社が日本住宅ローンから保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款（「個人情報取扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。）に基づく保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）のほか、規約の各条項が適用されるものとします。

### 第3条（求償権）

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金、支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の原債務に加え、保証会社に対する求償債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の履行金額に対して年14.5%（365日（うるう年は366日）の日割計算）による損害金を支払うことに同意します。

### 第4条（事前求償）

私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条第1項による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。

- （1）弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
- （2）仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
- （3）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき

- (4) 支払を停止したとき
- (5) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
- (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- (7) その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

#### 第5条（中止・解約・終了）

1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。

#### 第6条（反社会的勢力）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号に該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私は、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは本条第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、また本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または保証委託契約を解約することができます。この場合、日本住宅ローンからその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

4. 私は、前項の規定によりこの保証を中止または解約されたことを理由として、保証会社に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。
5. 保証会社が本条第3項に基づき保証委託契約の解約を行ったときは、併せて損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。

#### 第7条（弁済の充当順位）

1. 私の弁済した金額が、保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。
2. 私が保証会社に対し、保証会社に対する求償債務を含む複数の債務を負担しているとき、私の弁済した金額がそれらの債務の総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

#### 第8条（通知義務・書類等の提出）

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
2. 私は、日本住宅ローンに対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
3. 本条第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

#### 第9条（信用情報機関の登録）

私は、規約および保証委託契約に関する私の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を、保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報それぞれが定める一定期間登録することを承諾します。

#### 第10条（住民票等の取寄せ）

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

#### 第11条（費用の負担）

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分によつた費用および保証委託契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

#### 第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱して、求償債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第 13 条（本約款の変更）

1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。
2. 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を日本住宅ローンが提供するアプリもしくはウェブサイト、または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法により私に対して通知または公表します。

第 14 条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第 15 条（管轄裁判所の合意）

私は、本約款に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上